

弘前市総合学習センター消防用設備等保守点検業務仕様書

弘前市総合学習センターの消防用設備等保守点検業務は、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

1 業務の場所

所在地 弘前市大字末広 4 丁目 10 番地 1

業務場所 弘前市総合学習センター

2 保守点検を要する設備等の概要

別紙のとおり。

3 保守点検内容及び方法

点検内容及び方法は、次のとおりとする。

(1) 機器点検

ア 消防用設備等に附置される非常電源の正常な作動

イ 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項

ウ 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項

(2) 総合点検

消防用設備等の全部もしくは一部を作動させ、または当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を、消防用設備等の種類等に応じ点検基準に従い確認すること。

4 点検回数等

(1) 点検については、当該施設の消防用設備等の種類に応じ、下表のとおり回数を行うものとする。

消防用設備等の種類	点検内容及び方法		点検期間
	総合点検	機器点検	
消火器・誘導灯(誘導灯信号装置) 誘導標識		○	6ヶ月毎

屋内消火栓設備、自動火災報知設備		○	6ヶ月毎
漏電火災警報器、非常放送(警報)設備避難器具・予備電源・排煙装置煙感知器・熱感知器・防火扉防火シャッター	○		1年毎

(2) 業務を行う日程については、発注者(以下、「甲」という。)と受注者(以下、「乙」という。)両者協議のうえ決定する。

(3) 自主設置の消防用設備等については、消火器を除き、機器点検の点検期間を1年とし、総合点検と同時期に実施するものとする。

(4) 保守点検を実施するときは、あらかじめ甲の承諾を受けるものとする。

5 消防用設備等の保守点検実施者

(1) 乙は、委託業務に従事する者の服務及び規律に関して、使用者としての一切の責任を負わなければならない。

(2) 保守点検を行うものは、点検を行う設備に応じた消防設備士又は、消防設備点検資格者とし、乙は業務従事者の名簿及び資格を証する免状等の写しをあらかじめ甲又は当該施設の長に提出するものとする。

(3) 漏電火災警報設備の点検においては、第三種電気主任技術者又は、第一種電気工事士以上の資格者が直接又は、立会いのもとで実施するものとし、事前に甲及び当該電気設備の保安管理を行っている事業者の許可を得るものとする。

6 消防用設備等の点検報告

(1) 乙は、保守点検の結果、不良箇所等を確認したときは速やかに甲に報告し、それに対する指示を受けるものとする。

(2) 乙は業務の実施後、所定様式の消防用設備等点検結果報告書に、消防用設備等の種類に応じた点検表を添付して作成し、甲に報告するものとする。
なお、報告部数については、実施ごとに甲の指示を受けるものとする。

(3) 行政機関への報告は、乙から報告を受けた「消防用設備等点検結果報告書」を甲が確認後、甲の指示により消防法及び建築基準法の規定に定められた期間内に乙が届け出るものとする。

7 防火対象物点検の実施

- (1) 点検を行うものは、防火対象物点検資格者とし、1年1回行うものとする。
- (2) 乙は、点検の結果、不備又は不良箇所等を確認したときは速やかに甲に報告し、それに対する支持を受けるものとする。
- (3) 乙は業務の実施後、所定様式の防火対象物点検結果報告書に、設備等の種類に応じた点検票を添付して作成し、甲に報告するものとする。
なお、報告部数については、実施ごとに甲の指示を受けるものとする。
- (4) 行政機関への報告は、乙から報告を受けた「防火対象物点検結果報告書」を甲が確認後、甲の指示により消防法の規定に定められた期間内に乙が届け出るものとする。

8 環境への配慮

乙は、甲が実施する環境保全に係る取り組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。

9 その他

甲が当該施設において消防訓練等を実施する場合に、甲の依頼があるときは、乙は訓練実施にあたり安全を期するため各設備等の操作要領の指導等、可能な限り訓練に立会い協力するものとする。